

令和4年 網走市議会
重油漏れ事故対策検討委員会 会議録
令和4年12月27日（火曜日）

○日時 令和4年12月27日 午前10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 油流出事故の対応状況について

○出席委員（8名）

委員長	小田部 照
副委員長	松浦 敏司
委員	金兵 智則
	栗田 政男
	近藤 憲治
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸

○欠席委員（0名）

○議長 井戸 達也

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（2名）

石垣 直樹
澤谷 淳子

○説明者

副市長	後藤 利博
市民環境部長	武田 浩一
市民環境部次長	田邊 雄三
農林水産部長	川合 正人
生活環境課長	近藤 賢
水産漁港課長	渡部 貴聡

○事務局職員

事務局長	林 幸一
次長	石井 公晶
総務議事係長	法師 人絵
総務議事係	山口 諒

ただいまから、重油漏れ事故対策検討特別委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、油流出事故の対応状況について協議いたします。

それでは、油流出事故の対応状況について説明を求めます。

○渡部貴聡水産漁港課長 それでは資料1号を御覧ください。

油流出事故の対応状況について御説明させていただきます。

（1）発生の場所及び（2）につきましましては従前と変更がないので割愛させていただきます。

（3）事故後の経過についてでございますけれども、11月8日に開催されました重油漏れ事故対策検討特別委員会にて、10月28日に開催されました第1回呼人地区油流出事故に関わる連絡会議まで説明させていただいておりますので、それ以降について本日御説明させていただきたいと思っております。

12月6日、3点ボーリングが開始されております。

12月9日、この3点ボーリングに関わりまして、漁業関係者の皆様へボーリング調査に関する濁水対策の説明が行われております。これは通常ボーリングですね、固い層に当たるときに、水を入れながらボーリングを行うのですが、その際に近隣から濁水が流出する懸念があるということで、そちらに対する説明及びモニタリングについて説明会を実施しております。

続きまして、12月20日、第2回呼人地区油流出事故に関わる連絡会議、出席者については北海道環境生活部、水産林務部、オホーツク総合振興局は地域創生部、保健環境部、産業振興部、網走市からは農林水産部、市民環境部、ブリーズベイホテル株式会社からは社長及び本部長、支配人、それと今回はブリーズベイホテル株式会社から調査を受託しました野外科学株式会社の代表取締役の方も出席されておりました。それと専門家としまして地域独立法人道総研エネルギー・環境・地質研究所、一般社団法人北海道地質調査業協会、それと一般社団法人全国さく井協会、北海道支部の3名の方が出席されております。

午前10時00分開会

○小田部照委員長 おはようございます。

今回内容なのですけれども、汚染の状況と対応方針についてホテルのほうから説明がございました。

まず、1. 汚染の状況ですけれども、汚染範囲につきましては9月までの調査により水平方向には流出箇所付近の狭い範囲に限定、これは前回の特別委員会のほうでも話しておりますけれども、おおむね半径4メートル程度、それから鉛直方向につきましては7メートルまでと推測されております。

9月に設置しました観測孔をNo. 12、こちらの位置につきましては資料3枚目に図面をつくっておりますので併せて確認いただきたいのですけれども、そちらで孵化場側のモニタリングを実施しております、12月9日現在油臭は確認されていないということでした。

2. 対応方針なのですけれども、まず地下水把握のために3点ボーリング、深度は20メートルから40メートルを12月6日より開始しまして、ボーリング自体は12月17日に掘削を完了しております。現時点で地下水へ油の混入が確認されておられません。

地下水流行調査を安定期である2月、それから流動期、これ融雪期で地下水が動きやすい時期ということなのですけれども、3月下旬から4月上旬の2回実施するというところでございます。

資料2ページに移りまして、1月上旬より3点ボーリング箇所です自動水位観測を実施いたします。それと安定期と流動期に水質調査、これイオン成分を3点ボーリング箇所及び白羽川、井戸などの8地点で実施して各水系の関連性を検討いたします。こちらの8点につきましても、3枚目の資料のほうに記載がありますので御参照ください。こちらはイオン成分をそれぞれの水から細かく分析することにつきまして、それぞれの水の関連性を確認することが可能ということでございました。

それから3点ボーリング箇所及び近隣利水地点で冬季は10日ごと、融雪期は3日ごとに汚染状況調査、これは主に油臭を確認しまして、必要に応じて油膜調査を実施いたします。融雪後の5月に重油の水平方向への拡散確認のために、ガス検知による土壌ガス調査を実施いたします。

3. 今後の対応方針なのですけれども、白羽川への流入、漏えい事前対策といたしまして、調査中に観測孔をNo. 12、16で油の兆候が見られた場合には、観測孔をNo. 16から油のくみ上げ措置を実施するという。これはNo. 16での観測孔で足りない場合には必要に応じて油の回収を追加設置する

ということでございます。また、網走湖への重油漏えい事前対策としましてNo. 17及び井戸A・Bで油の兆候が確認された場合には、No. 17で油のくみ上げ措置を実施する。下流側で地下水面より深いトレンチ、これ溝なのですけれども、そちらを設置しまして、湖への油防止措置を実施いたします。これは具体的には水をくみ上げて、そちらに油回収マットを入れて水を浄化するというところでございます。

それから土壌ガス調査の汚染範囲を特定いたしまして、地質向上や地下水解析結果なども把握した上で、洗浄工法という工法によりまして、油のくみ上げ除去を実施いたします。これは具体的には油を分解する界面活性剤と生分解バイオ水溶液ということだったのですけれども、そちらを油のある箇所に注入いたしまして、その近くで別に水をくみ上げる井戸を置いて、土をその水で洗浄するような工法でござい。ただし、洗浄につきましては100%水が回収されないということで、バイオ用剤については、最終的には油、それから水溶液が生分解をして問題なくなるというふうに説明を受けてございます。

4. 専門家からの意見なのですけれども、今回の調査と今後の観測データを解析した上で、今後調査の方針、追加修正について検討することが必要である。それから融雪期に備えまして、漏えい箇所付近の養生の必要性について指摘がされております。

来年2月に第3回の連絡会を開催する方向で今後調整するというところでございました。

続きまして、同日、第2回連絡会議の結果について対策協議会へ報告を実施してございます。

出席者につきましては、連絡会議事務局及び専門家、こちらにホテルは入っておりません。

それから対策協議会、これは網走漁協、西網走漁協、管内増協、管内漁業協同組合長会、網走市、それから振興局の水産課となっております。

説明を受けまして、ホテル側の調査について一定の理解が得られております。しかしながら、一方で現在の調査につきましては地下水、これ公共水域なのですけれども、こちらへの漏えいをモニタリングするものであり、根本的な解決にはならない。仮に重油の漏えいにより漁業被害が発生しても原因の立証は困難であり、現在の対応のみでは納得できない。一刻も早く漏えいした重油の状況を把握して、抜本的対策、除去を実施していただきたいと。

それから北海道知事が現地視察に来るというお話だったのですが、まだ見えられておりませんので、そちらの早期実施と根本的な解決に向けて努力してもらいたいということでございました。

もう少し補足させていただきますと、特に5月から実施するという土壌ガス調査について、もっと早く実施できないのか、早く油の場所を特定できないのかという御意見が出されておりました。これにつきましては、専門家からの回答としましては、まず5月に油の場所を特定するガス検知調査を行う理由としましては、春の融雪期に、油が若干ではあるのですけれども動く可能性があるということ。それから実際にガス調査をして場所を特定した上で、洗浄工法というものをを行うのですけれども、洗浄工法については春から夏にかけてある程度気温が上がらないと、一般的にはやらないという説明を受けてございます。

私のほうからの説明は以上です。

○小田部照委員長 ただいまの説明で、質問に入りたいと思いますけれども、各委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 今の御説明で、第1回目の3点ボーリングの結果と、今後に向けての流れということがある程度説明はされたかと思えますけれども、先日、ボーリングの専門家の方とのリモートの意見交換のときも、雪が降っていてもボーリングをするのは可能だということで、やはり一番根本的な部分というのは、油が漏れている箇所をまず特定して、全土撤去というのが一番大事な点かと思えますけれども、雪が降っていてもボーリングが可能であり、その業者の方のお話ですと、やはり怪しいところを、いろいろなところ、怪しいところの周辺とか、掘ってやっぱりその漏えい箇所、たまっているところをまず特定することが一番大事というお話で、多分、意見交換に参加した委員もみんな、そこが一番感じたところだったのではないかと思いますけれども、そういった根本的なことに関しては、雪が降っていても大丈夫というこのボーリングに関しては検討されなかったのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今の御質問、油の漏えいした詳細な箇所を押さえるためのボーリングということだと思うのですが、当然ボーリングは掘れば掘るほど正確性が増すというものもあるのですけれども、今回専門家からもお話があるのですけれども、現在建物がまずある中でボーリングすること

にすごく制約があるというのが1点。それから、当該地につきましてはそのほかにもいろいろ建物があって、建物の基礎がかなり深く複雑に入っているということが1点。地下にも様々な管が布設していて、業者の方の言い方で言いますと、やみくもにボーリングをすることによって二次災害が起きる可能性もあるというお話を頂いておりました。そのような状況を勘案した中で、現段階で一番可能性、可能性というか有効性が高いのが、小さな穴を開けて、そこでガス検知を行うという判断になったというふうに説明を受けてございます。

○永本浩子委員 地下の構造的になかなか難しい部分があるというのは、以前にもお話を聞いているところなのですけれども、そうしますとこのガス検知による土壌ガス調査というのは、融雪後の5月というふうになっていますけれども、それまではなすべがないということになってしまうのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 22日の連絡会議の中では、先ほどもお話ししましたが、5月からガス検知を行います。その理由としましては、融雪期に、やはり若干ではあるのですけれども油が土の中で移動する可能性がある。今回ガス検知をして油の場所を特定する理由というのは、その後に洗浄工法を実施するためなので、正確な位置を押さえたいということで、5月から実施するというふうに報告を受けてございます。

その間になすべがないわけではなくて、3点ボーリングした箇所で常にモニタリングを実施いたします。それと9月に掘りましたNo. 12の箇所で、ガス検知モニタリングを行いまして、孵化場側への漏えいは、常にモニタリングをするというふうに報告でございます。

○永本浩子委員 そのモニタリング、もちろん大切なことだと思いますけれども、やはりそれは次の地下水に漏れ出てしまったときのための予防というか、そのときにまた対策を打つためのものだと思います。

根本的な解決というふうになると、例えば5月にそのガス検知をやって、その建物の下辺りに重油があるとわかった場合は、建物を壊して全土撤去ということになるのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 現段階では、ホテル側から建物を取り壊すというお話は受けてございません。そのような制約の中で、今回提案されたのが洗浄工法という工法でございまして、こちらは今回、

連絡会議の中ではちょっとそういう説明を受けていないのですけれども、別な事業者さんから同様の工法についてお話を聞いたときには、実際に建物の下に入ってしまった重油等の状況についても、同様の工法で対応した事例があるというふうに伺ってございます。

○永本浩子委員 すみません、今の同様の工法で取り除いたというその同様のというのは、具体的には、ごめんなさい、もう一度お願いできますか。

○渡部貴聴水産漁港課長 洗浄工法をということですよ。要は界面活性剤が入った水溶液と、生物分解が入った、そういうような水溶液によって油を除去した事例でございます。

○永本浩子委員 ということは、8,000リットルあったとしても、全土撤去じゃなくてもその洗浄の方法で取り除くことができるということなのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今回の委員会の中では完全にそれができるといふようなところまで言及はされておられません。しかしながら、今回提示されたのは、まず洗浄工法を行うにしましても地質の問題、それから、その洗浄液が地下水に混入してしまうと、それはまた問題になりますので、その辺りを3点ボーリングの結果、これから出てくるデータを分析した上で、ガス検知調査をして油の場所を特定して、洗浄工法の実施について検討を行うというふうに聞いてございます。

最終的に、油につきましては検出限界以下まで洗浄するというふうに聞いてございます。ただし、土の中に残っているものもありますので、そちらについては最終的には、液に入っている生物分解で分解していくというふうに聞いてございます。

○永本浩子委員 なかなか一番肝心の漏えい箇所、漏えいの量を特定するのには、本当に時間がかかり、もしその洗浄という方法になるとすれば、それもまたまた相当な時間がかかるとなると、市民の不安、漁業者の方の不安というのもますます増すというのか、これからかなりまた長期戦になってしまうのではないかなということを大変心配しているところですよ。

そして、もちろんこういった今までのボーリング等の費用というのはホテル側が出しているのだと思いますけれども、例えば、万が一漏れてしまったとか何か被害があったときの補償というのも、ホテルはきちんとやるということはどう言っている

のでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 万が一漏れた場合の補償等については、今のところ話は出てございません。

○永本浩子委員 網走の場合漁業者の方の被害、そしてこのさけ・ますふ化場、網走湖がすぐそばにあって、漁業者の方の被害も相当な金額にもなりますし、そして網走は、全道全国に稚魚や稚貝を送り出しているという形で被害額って、前回も、前にも出していたかもしれませんが、相当な金額になるかと思えますけれども、そういったところ本当にホテルとしてもそれだけの補償ができるのかどうかという、そういった話もそろそろ出していただきたいながら、ホテル側にも、やっぱり真剣に取り組んでいただいていくことが必要なのではないかと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 一般的なお話で、今回の話では補償額とかまでは詳細に北海道とかとも話をしてはいないのですけれども、一般的に、公害とかで油が当然、公共水域に出た場合には、原因者が回収を行います。仮に漁業被害が出たときには、被害によって補償を原因者に求めるのでしようけれども、そこで原因者が認めればスムーズに話は進むと思うのですが、場合によっては訴訟等に進む可能性もあると思います。

○永本浩子委員 本当に漏れてしまって何か被害が出たら、それこそ本当に網走の漁業も観光も多大な影響を受けると思えますので、漏れ出ない、事前に、その前に解決していくというのが一番大事になるかと思えますけれども、万が一のときの事態も考えて、訴訟になれば本当にまた長い年月がかかる、年月がかかる一方で本当に漏れてしまったときは、被害がどんどん広がるという形になりますので、そういう最悪の場合も想定しながら、早めに対応ができるもの、そういったところも考えていただきたいと思います。

そして、今水質汚濁防止法でやっておりますけれども、上智大学の北村教授とのリモート勉強会のときは、産廃法のほうも使えなくはない、もしかしたらそちらのほうが具体的な対応策が出るのではないかというお話もありましたけれども、こういった角度の検討はされているのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 廃棄物処理法による、対応についてでございますけれども、こちらにつきましては、振興局の環境生活課のほうに現在問い合わせをしている状況でございます。

もう1点、先ほどですね、もし漏れ出たら大変になるというお話がございましたけれども、現在ホテルの実施している3点ボーリング及び水質のモニタリングというのは、専門家の意見を聞きながら、湖に漏れ出ることがないように、まずは地下水に油が入りますので、そこで最大限のモニタリング、監視ができるような体制ということで専門家が考えて実施している内容になってございます。

○永本浩子委員 最大限ということですが、何とか早く特定できればと思います。

振興局のほうに問い合わせをしているということで、その返事はいつぐらいにもらえる予定なののでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 実は本日も電話で確認をしたんですけれども、現在、本庁及び環境省のほうに確認中ということで、具体的な回答期限はまだ伺ってございません。

○永本浩子委員 ちょうど年末年始ということもあり、少し間が空くのはしょうがないかなと思いますけれども、本当に、できることなら融雪期の前にある程度のめどがつく、本当は全土撤去ができればというのが一番理想なのですけれども、あらゆる角度から確実にちょっと詰めていくという点でも、年明け早々でも、もう一度また問い合わせをしていただきまして、一歩でも二歩でも進むように努力をしていただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○近藤憲治委員 それでは、今頂いた説明に基づいて何点か伺いたいのですけれども、この協議会、22日に開かれた連絡会議でホテル側がやっている調査について説明があって、今後の対応方針も話しましたよということなのですけれども、一通り聞いていると、本気で重油の所在を明らかにする気があるのかなという素朴な疑問を感じました。漏れたらよくないのでモニタリングするための井戸を掘りました、今のところ漏れ出ていません、それはわかるのですけれども、本当にやらなければいけないのはどこにあるかを把握することなのですよ。そういう点では建物があるとかないとか、配管があるとかないと言っている以上に、まず、どこにあるか真剣に探しましょうよというアプローチも本来すべきだと思いますけれども、何かこの資料を読んでもそういう協議はなされたのかなという、そもそも。もっと強く言ったほうがいいんじゃないですかね。

我々はそのに参加できないのですごくやきもきしているのですけれども、どこにあるのかを把握しましょうよというアプローチをもっと強くやったほうがいいと思うのですけれども、この22日のやり取りでいいと市は認識しているのですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 まず、この連絡会議につきましては、基本的スタンスとしまして、それから水質汚濁防止法に基づいて対応している中では、ホテルが調査を実施するということで、北海道から説明を受けてございます。ホテルが実施する調査において、専門家が助言を行うというのが今回の連絡会議になっております。当然、今、議員から指摘を受けましたように、端的に言いますと、本当に最善の調査内容なのか、これが最高の調査内容なのかという疑問を抱いている方は多いと思いますけれども、基本的にホテルが主体となって実施する調査ということで、ホテルのスタンスとしましては建物を壊さないということは崩していないので、このような内容になっているというふうに考えております。

○近藤憲治委員 という状況を市としてはどう捉えているのかを聞いています。

やきもきしていないのですか。

これでいいやと思っているのですか。

○川合正人農林水産部長 22日の日に私たちも連絡会議のほうには参加しています。

第1回の会議から私たちは、油の所在がどこにあるのかをまず確かめてくれと、そして、そこを根本的に除去してくれるのが、それがやっぱり網走市の業者に対しても、不安を払拭するのだということはお話をしていました。第2回目に、今回行ったときにはですね、まずはモニタリングをして、湖のほう、川のほう、ふ化場のほうには流さないようにするのだということも言われました。ガス検知によって場所の在りかを探すんだということも今回示されたので、僕たちは、それは一歩進んでいるなというふうに思っています。ただ、5月にやるということと言われたので、そこは冬の冬季間でもいいからやってくれないと、それは漁業者の方たちも年も越せないような思いになるので、そこは早くやってくれないかということも僕たちは話をしました。要望しました。しかしながら、業者の方は恐らく融雪期に動くこともあるので、その調査をすると、また春ですか、暖かくなってから、対策をするためにやる時には場所がずれている可能性もあるので、それで安定期を迎えた5月にやりたいんだと、そこに対し

て、もっと早くやってくれないかということを僕たちも何回も言いました。だけれども、自分たちもいろいろな配管を壊してしまうとか、いろいろなリスクもあるので、そこはできないのだと。専門家もそれなら仕方ないですねということだったので、僕たちはそこで納得というか、そういう話になったので、専門家が助言するところなのですね。僕たちがそれに対して、もっと早くやれ、早くやれと言っても、そこはやっぱり難しいところもあったので、そこは専門家の意見を聞きながら、業者が在りかを見つけるんだということを今回言ってくれたので、やっぱり前進したというふうに僕は思っています。

○近藤憲治委員 今答弁いただきましたけれども、私のやさもき感拭えないままです。水質汚濁防止法そのものの立てつけが、漏出者の責任において調査しろ、取り除きなさいという立てつけになっているのでそういう答弁をされる、道庁もそういう態度であるというのは認識をするところではあるのですが、結果的にはこんなスピード感になっちゃっているんですね。公務員の方に法律に対する評価を聞くというのも変ですが、私はこの水質汚濁防止法そのものの立てつけ、その漏出者責任に基づいてというのがかなり、何と言いますかね、善意に基づいている立てつけになっちゃっているんだなというのを、今回非常に問題視しています。ここはもっと期間を区切ってですね、調査がまともに進んでいかない、そして所在がまともに把握されない状況があまりにも長く続くのであれば、何らかの形で行政が動いていくという流れをつくっていかねばならないと思っていますよ。これはまた後ほど別のですね、条例をつくるというそういった部分でも議論になってくるかと思うのですが、市としてはこの水質汚濁防止法の現行の立てつけについてはどんな問題意識を持っていますか。漏出者責任に基づいて調査や除去しなければならないという、直接自分たちの手も出せないという状況。

○渡部貴聴水産漁港課長 水質汚濁防止法につきましては、これ水産関係からのお話なのですが、やはり、海面等に油が流出したものと比較すると、陸域での流出については、非常にわかりやすく言うと縛りが弱いという御指摘は専門家、有識者の方からもお話を受けたことがございます。今回の事例もございますので、当市としましては、移動政調会等で水質汚濁防止法の強化については、要請は上

げている状況でございます。

○近藤憲治委員 今の答弁から類推すると、水質汚濁防止法の立てつけそのものにも問題意識を持っているということでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 そこは持っていると思います。問題ないと思います。

○近藤憲治委員 この問題意識が後に条例を策定していくときの一つの論点になっていくとは思っております。

あわせてですね、先ほど、今回のこの連絡会議の中で、重油が漏れ出ることがないように観測井戸を掘り、今後、ガス調査等もするという説明があったよということなのですが、漏れ出ることがないようにするには全部取り除くのが一番手っ取り早いんじゃないのですかという印象を持ちましたが、そういうやり取りはなされてはいないのですか。最初には言ったよという答弁を先ほどされていますけれども。

○渡部貴聴水産漁港課長 現状では、本問題については水質汚濁防止法に基づきまして、北海道が設置しました連絡会議のほうで対応を行っている状況でございます。その中では、基本的にホテルが実施する調査、先ほども御指摘いただいたように、確かにそこに問題があるという御指摘もたくさんあるので、現状ではホテルが主体的に実施する調査について、有識者が助言を行いながら提示された内容になってございますので、現段階で確かに、漁業関係者、水産としては全量撤去というのが理想でございますし、長い目で考えると、それを行わないといつまでも不安が払拭されないというのは十分理解してございますが、現行法の対応の中では、この連絡会議の中では、全量撤去という議論というものはされてございません。しかしながら、今回その連絡会議の中で提案されました時間が、ちょっと実施が遅いという問題はあるのですが、ガス検知によって場所を特定して、それを洗浄工法という工法で取り除くということは、今まで提示されていなかったことなので、一定程度の進歩はあったのかなというふうに思っております。

○近藤憲治委員 洗浄工法が新しく提示されたけれども、それをやるかどうかわからないという話だし、環境省が水質汚濁防止法に基づいて出している資料を読んでも、洗浄工法というのはプライオリティーとしてはそんなに高くはないですね。やっぱり一番最初は地下水を全部取り除けとか、汚染土

壤を全部取り除けというのが順序としては上に書いてあるのですよね。そう考えると、このやり方でいいですねというふうに何か妥協しては駄目だろうと思います。

あわせてお伺いしたいのが、この連絡会議のやり取りを地元の対策協議会に報告をしましたということなのですが、この文言を読んでいて、一番最初にホテル側の調査について、一定の理解が得られたと書いてあるのですけれども、一定の理解を示したのは誰ですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 この対策協議会に入っています網走漁協、西網走漁協、管内増協でございます。ですので、そちらのほうは当然網走市も入っておりますけれども、そちらの構成団体として、調査については一定の理解が得られたいというふうに認識しております。

○近藤憲治委員 この資料には、その下には、現在の調査は地下水への漏えいをモニタリングするものでしかなく、根本的な解決にならないとかですね、一方で批判的な文言も出てくるわけですよ。理解が得られたと市は認識しているのですか、こういう意見があるにもかかわらず。

○渡部貴聴水産漁港課長 調査について一定の理解が得られたということでございます。

調査というのは3点ボーリングを行って、地下水への漏えいをモニタリングすること、それから3点ボーリングによって、地下の地質構造を確認すること、そのような調査内容です。あわせて、時期は別としまして、ガス検知調査を行って洗浄工法を行うこと、そちらの調査については、一定の理解が得られたと。それは地下水に関しての調査をずっと確認するよというお話がありましたので、こういうような書き方をさせていただいております。

○近藤憲治委員 調査の手法を説明してこういうことをやっています、そうですかというやり取りだった。これ議事録がないので細かいニュアンスは想像できないのですけれども、私は下の文言を見る限りでは、全く、調査も含めて理解が得られていないんじゃないかなと思うのですよね、印象としては。なので、そこはもっとより具体的で所在の在りが早く判断できるような手法を市としても考えて、道庁やホテル側との連絡会議で提案していくというスタンスが改めて必要だと思いますよ。そこはそういう思いがあるということでよろしいですかね。なんか道庁任せ、ホテル任せではないということがいいで

すか。

○渡部貴聴水産漁港課長 決して道庁任せというわけではないのですけれども、現段階でこの進捗として対策協議会を設置するということには同意を頂いて、同意というのは水産関係者に説明をした上で、本市としても理解した上で実施しております。その理由としましては、確かにいろいろ産廃法とかがあるのですけれども、現段階で対応しているのか水質汚濁防止法にのっとって、北海道が指導しているという状況でございます。そのような縛りの中で実施するには、今やっている対策が最善であるという判断をしております。

○近藤憲治委員 うーん……となると先ほど前段でしたとおり、問題意識はある、この法の立てつけそのものが、その法の縛りの中でやっている手法としては、これを取り得る方法かなという認識でいるというにはニュアンスで受け止めました。

先ほど永本委員も指摘をされていますけれども、廃棄物処理法という別のアプローチがあったはずなのですけれども、この問題が発生してかなり初期の段階でそのアプローチは除外されています。これはどういう経過だったのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 当初、事故が発生した際に私どももいろいろ検討を行いまして、その中で廃棄物処理法というものも検討してございます。振興局のほうに廃棄物処理法での対応も確認しておりますけれども、そのときの回答としましては、漏えいした油については廃棄物にはならないというような説明を受けておりまして、それ以上の議論には発展していない状況です。しかしながら、勉強会のほうで廃棄物に関する検討が可能ではないかという御指摘を受けましたので、12月16日になるのですけれども、振興局のほうに私と川合部長で伺いまして、振興局の担当部長、担当主幹と本件についてお話をしております。その結果、環境省のほうにも確認をしたいということで、現在その回答を待っている状況でございます。

○近藤憲治委員 ちょっとこの後のお話も関わるので、細々と伺っていききたいけれども、振興局とのやり取りの中では、市側はというふうに交渉したのですか、廃棄物処理法を適用するべきだと。どの条文がどう該当しますとかそういう言い方だったのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 振興局に対しましては勉強会で提示されました文章を、開示できないところ

は削除した上で、そのまま専門家の認識ということで提示させていただいております。

○近藤憲治委員 多分ですね、多分というか、もうこれ廃棄物処理法の条文に書いてあるからこうという議論ではなくて、解釈論に入ってくるんですね。つまり残されている重油が廃棄物なのか、廃棄物じゃないのかというところを相当ロジカルに組み立てて、道庁や環境省にアプローチしていく必要があります。ですので、そこは今後相当なつくり込みが必要なので、ぜひ情報を共有しながら進めていく必要があると思います。専門家が言っていたからこうだよという右から左ではなくてですね、きちんと担当課なり、私たちなりの思いや知恵も込めた、何と言いますか、その文書も添付しながら道庁にアプローチしていく必要があると思いますけれども、認識を伺います。

○渡部貴聡水産漁港課長 振興局との協議につきましては、まず、今回漏えいした重油については現状で土と混濁している、混ざっている状況で、決してどう考えても有価物には認識できないだろうということでお話をしております。さらに、実際に除去した土砂については、まず、産業廃棄物として処理されているということも説明させていただいております。しかしながら、そのような説明に対しまして、振興局としては漏えいした油については、まず産業廃棄物には該当しないのではないかということをおっしゃいました。さらに公共水域に流出しない状況で廃棄物と認識できるか確認が必要と。もう1点が、今回については事故による漏えいのため、産業廃棄物ではなく一般廃棄物になる可能性もあるというふうに指摘を受けてございます。漏えいした油を含んだ土砂を掘削除去した場合に、その土砂が産業廃棄物となる理由としては、振興局の説明としましては、掘削自体が産業になるというような説明を受けていたのですけれども、一方で議員も御理解のとおり、ホテルの経営事態が産業という考え方もあると思います。ですので、この辺りについてはですね、様々な事例をちょっと私も少し調べてみたのですけれども、今すぐ廃棄物か否かという総合的な判断、様々な観点から判断をしなければいけないというふうに法の解釈も変わっているようなので、そこも含めて、今、北海道のほうで環境省に確認を取っていくというふうに認識してございます。

○近藤憲治委員 まさにその解釈論なのですよね。明確に書かれていないのでどのようにロジックを組

み立てるかというところが勝負どころになってきますので、様々な助言を頂けるような方たちもお力添えいただいておりますので、そこはしっかりと進めていただきたいと思います。

以上です。

○小田部照委員長 他の委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 この事故が全ての原因ではないですけれども、先日悲しい葬儀がありました。

今も地域を回ると、どうしたんだ、何でこんなことになっているんだ、どうして解決できないんだという話をすごくされます。

感情を押さえながら私も質疑しますけれども、漏れてしまったらすみません。

この問題は我々が思っているよりも本当に重たいですよ。何とか廃棄しなければいけないのですけれども、先ほど近藤委員の質疑を聞いていたり、永本委員の質疑を聞いていても、私は網走市の方針が変わっちゃったのかなって感じるんですよ。全量撤去という方針じゃなくなったのですか。方針が変わったから、今のような形で連絡協議会に望んでいるのかなというふうに、聞いていてどうしてもそういうふうに思えちゃうんですけれども、実際どうなのですか。

○渡部貴聡水産漁港課長 今までの議論の中で、当然理想、理想というか、最終的には、漁協としては全量撤去というものをやっぱり求めております。しかしながら一方で公共水域へ流れ出ない、その補償があれば全量撤去をしなくても、それは問題がないというふうには認識をしております。

○平賀貴幸委員 方針は変わったのですか、いつの間にか。変わったのか、変わっていないのかがわからないのですけれども。

○渡部貴聡水産漁港課長 方針自体は変わっておりません。今のお話につきましては、今まで漁業関係者等と協議をした中での総括でございます。ですので、基本的には全量撤去をしていただきたいというのは変わっておりません。ただし先ほどもお話ししましたけれども、今、現行法の中で進んでいる中では、全量撤去については見解が示されていないという状況でございます。

○平賀貴幸委員 方針が変わっていないということが確認できましたので、それはそれで押さえておきたいと思いますが、一方で、別のアプローチも必要だということは私も理解はできます。ですから、この連絡会議でこういう協議あることも理解で

きます。理解できますが、一方で、やはりその全量撤去につながるような話し合いや対応も並行してやられるべきだろうとやっぱり思うのですよね。現状本当にこのやり方だけでいいのかどうか。

市のほかの条例を使ってやる方法もあるという知見を先日学ばせていただきました。現在ある網走市の条例を使っての話し合い、そういった努力も含めて全量撤去の方向感も捨てずに、一緒に進めていかなければいけないんじゃないかと思うのですけれども、どうもそれを感じないのですよ。どうなのでしょう。

○川合正人農林水産部長 私たち、連絡会議に参加しておりまして、その中では、当初から全量撤去ということは申ししております。ただ、その中でホテル側から示された案について、それは専門家の中で、その方向でいったほうがいいんじゃないかということもあったので、そこはそういうことで僕たちも理解せざるを得ないと、専門家が言っていることに対して僕たちも言えないのです。ただ、僕たちのスタンスは変わっていませんから、やはり全量撤去していただきたいという方針があります。そこは会議の中で僕たちが求めていくものだと思いますけれども、その中で専門家がもう認めた、今の案をやっていくというのが、今、一歩進んだところだというふうに僕たちは思っているの、そこをまたやっていただきたいというふうに思っています。

○平賀貴幸委員 そこは私も理解はしているのですよ。前に進んだというか、正直洗浄工法の話はもっと早くに言われて、もっと早くに対応できた話で、今さらなのですよ、僕から言わせると。もっと早くそういう対応をやろうと思えばできたよね。ただ、油が見つかっていないですから、具体的にはその作業はできないという現実があるので、そこはわかるのですけれども、前に進んだというか、当然前提としてそれはあるべきものだというふうに私は思うので、それをもって前に進んだというのは正直あまり思っていないのが現実です。

私が申し上げているのは、そういったアプローチはそういったアプローチで大切です。実際に漏えいしないための対策というのもやっぱり必要ですから、その一助となるこういったものを進めなければいけない、それは理解できます。しかし、それはそれとして交渉を重ねながら、対応しながら、一方で全量撤去に向けたアプローチも必要ではないですかと。しかしそのアプローチが全く見えないじゃない

ですかと、それでいいのですかということをお聞きしているのですけれども、どうですか。

○川合正人農林水産部長 僕たちは全量撤去というのお話をしています。ただ、今、ホテル側が提案されたことに対して、専門家もその方向でやっていくというふうな中で、別の角度から全量撤去だということには、今のところならないと思っています。ただ、会議の中では、僕たちは全量撤去ということも、これからも引き続き言っていきたいというふうに思います。ただ、別の角度から行け行けと言われても、今連絡会議でようやく進んでいる中で、そこをまたひっくり返すような議論になっても困るので、そこは今、ホテル側が提案されて、専門家の中でもそれでいきましょうということをやっているのであれば、まずはそこをやっていただきたいと思っています。

○平賀貴幸委員 言っていることが全くわからないわけではありません。その考え方も理解できます。理解できるのですけれども、納得できないのですよ、やっぱり。理解できても納得できない。

先日の勉強会でも提示されて、我々も勉強不足だったなと思いますけれども、網走市の環境基本条例の中には協定を締結するというのもできるのだという話もありました。また、網走市の環境保全及び公害の防止に関する条例にも、締結について協議を求めるときは、これに応じなければならない話がありました。こういった条例を使って、それはそれとして、万が一のことに備えた協議を進めていくということは、私はできると思いますし、並行して、今の対応でなかなか物事が解決しない場合について、全量撤去に向けてどういうことができるのかということも協議しておくということも、私は並行して全然できない話じゃないと思うんですよね。そのことを求めているのですよ。並行して協議を行っていたきたいのですけれども、どうなのでしょう。

○近藤賢生活環境課長 ただいま委員からありました、環境基本条例及び、そして環境の保全及び公害の防止に関する条例の中で、協定の関係が示されています。これらの条例に基づいて協定を締結することは可能と考えております。また協定の通説としましては、契約として有効であるという見解がなされているようなものです。ただ、この協定の効力というのは、契約の効力ですので、それに違反したとしても、相手の方は刑罰の適用は受けない状況です。そして、行政としての強制的な措置を行うこ

とはできないのですが、協定が存在することで、事業者が協定に違反したとなった場合は、自治体として民事の請求をできるように考えると考えます。

現在、北海道が水質汚濁防止法で指導を実施しているので、協定については状況を見ながら、その必要性について判断してまいりたいと考えているところです。

○平賀貴幸委員 行政としての型にはまったやり方とかそういうがあるので、そこは言っていることはわかるのですが、私が申し上げているのは、この条項を活用して、万が一の事態に備える、それから全量撤去をもし行なった場合については費用負担についての話を一緒にやっていけるんじゃないですかと言っているのですよ。協定を結ぶことというのは、目的では実はないのですよ、手段なのです。協定を結ぶということを一つの小手にして、直接交渉を並行してやっていく必要があるのではないですかということを申し上げているのです。協定自体を結ぶ必要はないのですよ、極端なことを言えば、この条文を使っていけばいろいろな協議ができますよねと。

あわせて、今やっている対処療法と言うのか、漏えいを防止するための対応を続けながら、場所をゆっくりと探していくというのも一つのやり方として理解できますし、必要性もわかります。わかりますけれども、根本の対処、根本の解決、それから万が一の事態に備えた交渉というのは、もう既にやっておかないといけないのではないですかということを申し上げているんですよ。どうでしょうか。

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時17分再開

○小田部照委員長 再開いたします。

平賀委員の質問に対する答弁より。

○近藤賢生活環境課長 ただいまの道の連絡会議におきまして、道が指導してやっていること、これは最大限にやっていただく、これは当たり前のことでございますけれども、その他、廃棄物処理法の解釈を基にした道との調整、そして、市の環境基本条例に基づく事業者との協議については、その方向性を見ながら、市としては動いてまいりたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 方向性を見ながら動いていくということでしたけれども、恐らく、私たちもその専門家とのZ o o mでの勉強会の中で、初めてそのこと

に気がつかせていただいたので、多分市も同じような認識なのかもしれないと思っていますけれども、これまでも、3月からですからもう9か月ですよ、たっている中で、見ながら動いてまいりますのはいつまで見るのかなというところですよ。年明け早々にでも動いてくださるというふうに思っていますか。年内に動いてくださいというふうにはさすがに何日かしかないのと言いますが、年明け早々にも動いていくという理解でいいのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 廃棄物処理法の解釈の仕方については既に動いていることでございます。また、市の条例に基づく、その協定関係の申入れについては年明け早々にも並行して動いてまいりたいと考えております。

○平賀貴幸委員 そこは市を信じて見守っていきながらまた報告を受けたいと思いますが、その際にですね、市のほうが直接交渉していくのも、市の職員の皆さんや、担当の課や部長が直接交渉していくのももちろん一つですし、市長が直接交渉するという方法も中にはあるのでしょうか。ただ、全部それでいいのかというふうに私も思いません。いわゆるネゴシエーターと言うのですか、弁護士の方だとか、そういった方をお願いをしながら、別途そういったテーブルをつくってもらうための協議についてもらわなければいけない話だと思いますので、そういったところにしっかり予算を使いながら、強力で動いていくということが大事だと思うのですが、その辺についてはどのようなお考えをお持ちですか。

○近藤賢生活環境課長 進めていくに当たりましては様々な法解釈が必要となってきますので、その辺りは弁護士、また、その学識者の方に相談しながら進めてまいりたいと考えています。

○平賀貴幸委員 法解釈の面ももちろんそうなのですが、私が申し上げたのは交渉そのものもです。今の状況がわずかずつでも進んでいるというふうに思いたいですけれども、実態は何も進んでないですよ、正直。実際は。これでもう9か月たったのですから、自体を進めていくために、専門家、有資格者というか、交渉人をしっかりと雇いながら、別枠での協議を市の条例に基づく協議のテーブルをつくってもらうところも含めて、やってもらわなければいけないんじゃないですかということを申し上げているのですよ。市の力だけでそれができるのだったらそれはいいですけれども、実際9か月たっている中で、いきなりそこを動かして、すぐ状況が改善

すればそれはいいのですけれども、必ずしもそうではないという恐れをやっぱり抱かざるを得ないですよ。これから厳冬期を迎えて、春の融雪期、先ほど5月になればある程度安定すると言っていましたけれども、その前に動いちゃうわけですから、動く時期があるから安定期があるわけですから、その前にいろいろなことを話しておくというテーブルをつくって、協議を進めていかなければいけないと私は思うんですよ。今はそれが全くされていない状況に残念ながらあるわけですから、強力な交渉人が必要ではないですかということを申し上げているんですけれども、いかがでしょうか。

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時31分再開

○小田部照委員長 再開いたします。

平賀委員の質問に対する答弁より。

○後藤利博副市長 ただいま平賀委員のほうからお話がありましたけれども、相手の方との交渉という部分では、これまでもお話しております、直接市長もお会いしたいということで何回か申入れをした結果、会えていないという状況。そういう中において北海道連絡会議をつくった場面では、社長自ら会議に出席をして、その連絡会議の在り方については、網走市のほうからも北海道に対して、専門家を交えて、社長も交えた中で、そういう会議をできる場を持ってほしいというような申入れもして、現実には今回2回ほど会議を開けているという状況もございます。そういう中で連絡会議とは別に、網走市のやれるべきことをどういう形で相手に伝えていけるかということを考えますと、一つ連絡会議の中での議論ということもあるのかなと思います。

また、代理人といいますか、専門家の方を立ててですね、向こうのホテルの方もどなたかそういう方でも立てていただいて、お話をする場面ができればいいのかなということも考えます。そういう部分から、あわせてですね、交渉のできる方といいますか、そういう人も含めて、またやり方も含めてできるべきことを考えていきたいというふうに思います。

○平賀貴幸委員 道との協議も必要でしょうから、これまでの経過も踏まえながら協議もしつつ、別途ですね、網走市の条例を活用するという立てつけが可能だということがわかったわけですから、今の副市長の答弁のとおりですね、年明け早々にもという

先ほど答弁もありましたので、年明け早々にでも、まず道とも協議をして、その上で代議員、保証人を立てるなりですね、強力的に進めていっていただいて、道東の今の枠組みとは別にですね、全量撤去や、万が一の事態が起きた場合についてどう対処するのか、補償をどうするのかという部分の細かい協議も併せて進めなければいけないというふうに思いますから、ぜひ進めていただきたいと思います。

そもそもですね、雪が降る前の解決を、または融水が発生する前の解決をということで、この問題について私は取り組んできたというふうに認識をしています。しかし、それが今難しくなっていて、道との枠組みでは、5月に調査と。そこは、土壌洗浄のほうも含めて調査ということですから、天候上の問題でやむを得ないのは理解できますけれども、その枠組みは、やはり春までの解決ではもう今の枠組みでは難しくなってきたのがもうこれ明らかなのですから、だからこそ、今その段階に進まなければいけないんだということを、ぜひですね、市からも丁寧に説明していただいて取り組んでいただきたい。そして、3月末、4月、融水の前までに何とか解決にめどがつくような形を一つ持っていただきたいなと思いますので、ぜひ、よろしくお願いします。

取りあえず終わります。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○栗田政男委員 平賀委員のほうから言われたこと、それに対する答弁を頂きました。しっかり取り組んでくれるだろうということを期待します。

連絡協議会は道主催で行われていて、出席者の中では、職員の方が行っちゃったのですが、この場所に対して市の人数制限だとか、この人に出てほしいとかという向こうから要請があったものなのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 連絡会議の構成メンバー、出席者等につきましては事前に北海道と協議をした上で決定してございます。

○栗田政男委員 すごく重要な会議ですし、唯一チャンネルが、ここが残されている部分なので、ここに責任者である網走の幹部が入っていないことにどうも違和感を感じているのですが、それは道のほうから、そういう立場の人は出ないでくれというような要請があつての話なのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 本会議につきましては、座長に北海道の環境の局長さんが入ってございま

す。副座長としまして、水産の基盤整備担当局長様と同時にですね、網走市農林水産部長が副座長で入っております、市の幹部として市民環境部長がこの連絡会議の構成員となつてございます。

○栗田政男委員 ああそっか、メンバーになっているから、その人たちが対応したという理解ね。

例えば、この中にオブザーバーでも構わないから、せっかく向こうの社長さんがいらっしゃっているのであれば、市長なり副市長がそこに参加するということは可能な会議体なのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 その辺りにつきましては、事務局となっている北海道と協議にはなるのですけれども、交渉の余地はあると思います。

○栗田政男委員 その辺ですごく熱意を感じないのですね。網走市のやり方というのは半身だなというふうに僕は感じてしまうのです。そこにやはり市をつかさどる、市政の行政運営をつかさどる責任者、これはおのずと知れてることなので、そういう立場の人がしっかり行って、その会議体を見守ったり、場合によってはいろいろなお話をすることができないのかもしれないけれども、いろいろなチャンネルをつくっていく上で、やはりその接点を大事にしてほしいので、平賀委員が言ったそのきっかけづくり、市の条例を活用したきっかけづくりはすぐにでもできる話ですよ。それをうまく活用してきっかけをつくって向こうとの対話の窓口をつくっていく、これは非常に重要なことですし、それは今行われている道の動きと全く別の話なので、独自に網走市、自治体がしっかりとしたチャンネルをつくれるという最大のチャンスなのですね。そこを活用してこちらの要望、解決策、具体的なものをしっかり伝えるというのがすごく大事なような気がします。これは今後の会議体の中で、網走市も熱を入れているんだという意識を持たないと、やっぱり駄目ですよ。何をやっているんでしょうかということになってしまうので。

今回は法律をつかさどる、それ中心で動いているので道が主体になっていますけれども、道という大きな組織が、なかなか小回りのきく、いろいろなことをやってくれるという実例が今まであまりありません。だから、基礎自治体、私たちは自分たちの町で起きていることは、私たちの力でできるだけ解決していくのだという姿勢をしっかりと見せてほしい。それは大事ですから、これは皆さんに言っているんじゃないくて、そこの、ここに座っていらっしゃる副

市長は、市長の代わりにここにいるわけですから。

やっぱり市長の代わりですからね。

やっぱりしっかりと答弁も副市長がちゃんと答弁してください。

役人の皆さんはね、言えることが限られていますから、それは立場でそれ以上のこと言えませんから。

私たちが聞いているのはそこを超越した話です、大概が。だから責任者としての見解を示してほしいということをお願いしているんだと思う。これはちゃんとしたスタンスで、当市としてはこう考えているというスタンスでこの委員会に臨んでほしいなというふうに思います。

質問なのですが、結局どこにどれだけの汚染土だと思ふのです、私の認識でいくと。液体で残っているという可能性は極めて低いのではないかなという気がするので、汚染土がどれだけあるのかという実態というのは、いろいろな今の科学技術をもってしてもちょっと難しいんじゃないかと思うのですが、まずはその実態を調査しなくちゃいけないですよ。実態を調査する、目視しなくちゃ僕は駄目だと思うんだよね。掘って部分的に、今回ボーリングで3点とか4点とかって言っているけれども、たかだか10センチぐらいのものを掘って行って、その間をどうするんだという話ですよ。面でやるのであればある程度できますけれどもその間抜けたときはどうするんだという話も出てくるんじゃないでしょうか。だからそういうふうに考えたときに、まず、はっきりしないことは、どれだけの量がどこにあるのだということ調べなくちゃいけないのですけれども、その調べるという手法として、道のほうはこういうやり方を専門家も入ってやっているということなのですが、どういうふうに……これもまた聞いてもしようがないんだけど。判断できないでしょうけれどもね。調査しなくちゃいけないよね。そのものをまずは本当にどれだけの量がどこにたまっているのかとそうでないという議論にならないような形で、今何か想像の中で、みんな話しているんだよね。想像の中で、だろうなあみたいな感じで、その調査にいっぱいお金を使ってね、無駄なことをやっているなと僕は思うんですが、どうでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今御指摘のありました、どこにどのぐらいの油があるかという議論なのですけれども、これはもう開始当初からもう何度も議論されている案件でございまして、北海道、それから

ホテルに対しても、何度も言っている話でございます。その中で今お話ありましたように、現在までにかなりの数のボーリング地点を実施した中で、今、確認されているのは、漏えい箇所から半径4メートル、地下7メートルまでの箇所には油が、全量ではないのですけれども、確認されたと。あるというふうに想定されていると。それ以外の場所につきましては、先ほどお話ししましたけれども、建物ですね、壊して調べれば早いという議論は当然あるのですが、今ホテルが実施する案件としましては、5月以降にガス検知という方法を使って、油の場所を特定するというところでございます。油の場所の特定については、今の構造物の状況等からいうと専門家からも非常に難しいと、それは専門家でも議論をしたのですけれどもなかなか難しい中で、今回提示されたガス検知調査というのは有効であるというふうに報告を受けております。

○栗田政男委員 今回の場所が全くその水源だとかそういうことに関係ない場所であれば、ある程度それもありかなという気もしますし、常識的に考えて。

先ほど説明の中にあつたように、生物分解、当然石油というのは自然物でできているので、長い年月によって自然に帰っていくということはバクテリア、それを食べるものが地中に存在しますから、少しずつは戻ってくるのですが、そんな簡単な人間の寿命の範囲ではないので、やはり僕はやっぱり産廃というか、それを処理するのも多額の費用がかかるというところにおいても、明らかに重油が混ざった土壌というのは産業廃棄物になるのかなという認識を持っていますけれども、非常に難しいのですが。

これは何度も申し上げているように全量撤去するしか方法はないし、だからその方法を最大限考えないと、道がこういうやり方でやってくるかもしれないけれども、当市としては全量撤去、何とかその道筋をつける。そのためには多額の費用もかかります。場合によっては、僕はこの一般質問の中でも申し上げましたけれども、必要であれば、市のほうでもその費用を拠出して、それを全量撤去した上で、現状回復した上で、あとの話は民事なり、いろいろなことで、しっかりと相手側とお話をするのが、それしか方法ないのです。みんなが納得する方法は。今こうやられていることは、取りあえずの安心というか、取りあえずというか、それが何%になるかわからないけれども、それを確保するだけの最低

限度のことなのです。

補償の話が出ていました。

全額どんな災害があっても、私たちは全責任を持ちますと言うのであれば、百歩譲れば、もう少し時間をおいてもいいのかもしれない。だけれども、説明の中では、場合によってそれも大変な話ですよと、自然から出る油もあるでしょうし、いろいろなことがあって、特定できなくて裁判になってなかなか、そんな話ってね、おかしいじゃないですか。これ常識的に考えてもおかしい。危ないよって言っているものが漏れ出たときに責任は取りませんよなんていうのは、僕は企業サイドからしても、全くコンプライアンスがないというか、法にのっとってしっかり企業を守っていくという気持ちが全然ないように感じるんですよ。どうでしょうか、補償だけでもね。

所在もはっきりしませんよね。

僕はね、これ市にも責任が出てきますよ、当然。

最大限やってあれしたけれども出てしまったと。当然ね、あれほど言ったのにやらなかったじゃないかってことになりますから、そういうことのないように僕らも一生懸命、嫌だけれども言っているのです。皆さんはやれることを最大限やってもらって、全然文句言うつもりはありません。あとは、執行者ですよ。執行者がどういふふうに判断してやるかで全部の責任は執行者に今回はあります。動きが悪いのも執行者です。これはもう認識してもらわないとここまで来ちゃうとね、腹が立つとかそういう次元の話ではないです。やれって言ったことを最大限にやってくれて、それをもってできないと言うのだったらいいけれども、やれることがたくさんあるのに何もやってないじゃないかということになってしまいますよ。僕はそのように。

人の話をさ、上辺で聞いて、一般質問、大事な質問をして、言っているのに、それに対して何の行動も取ってくれない。じゃあ知事には申入れをしたのですか、早く来てくれって、どうですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 知事が現地を見に来るといふお話につきましては、市長から直接申入れというのは、私はちょっと確認をしていないのですけれども、事務レベルでは、道の担当者のほうにもどうなっているのですかということは確認しております。さらに、12月22日に対策協議会に対して、北海道のほうから説明があつた際に、網走漁協の組合長のほうから、そちらについても把握してもらえるよ

うに申入れは行ってございます。

○栗田政男委員 そこもちょっと違うんだよね。言っている意味を理解してほしいのは、職員の皆さんは言われて向こうに聞いてみてもいいけれども、やっぱりお話をするのはトップ同士ですよ。だから僕は迎えに行っておいでよと、市長に行ってきたくださいと。それで連れてきてね、すぐに来られるか、来られないかは別にして、そういう熱意がないと、向こうだって真剣味が伝わらないのですよ。担当から電話をもらいました。それはよくある話で、何でもそういうパターンになるのか不思議でしょうがないので、僕は責任者なのだから、しっかりと知事に対して言ったときに、当然市長だから知事と直接お話できるでしょう。どこかの場面で。直接、タイムリーではなくても時間を決めれば当然できるし、鈴木知事も水谷市長のことを知っているでしょ。多分。だから、そういうふうに考えると、何かその辺の動きがね、まどろっこしいというか、歯がゆいというか残念だなという気がしています。

これは皆さんのせいではないと思います。

だから、執行者の責任がすごく重たいなというふうに改めて感じていますけれども、とにかくね、どういう形でも全量撤去に向けて1日も早く動きましょよ。それが、平賀委員が言った動き方であったり、弁護士の先生なんかは非常に熱心に、それは仕事でやってくれるので、向こうとの交渉ごと、いろいろなセッティング、いろいろなことをやってくれます。場合によってはそれを専門に、生業としてやっている方もいらっしゃるし、いろいろなチャンネルがあると思うし、政治家の中には弁護士資格を持っている方もいらっしゃるし、いろいろなことが可能かなと思います。全てのチャンネルを使って早く解決する。

皆さんも嫌じゃない、大変でしょう、こういう問題に引きずり回されるのは。

だから早い解決をしてほしいし、市ができること、そんなに難しいことではないので、やっぱり向こうとの話し合いだと思います。

戻りますけれども、やっぱりこういう席には網走の責任者、執行者がしっかり顔を出して、向こうと対話をして、いろいろなニュアンスをくみ取りながら。

話し合いというのは喧嘩することではないですから、お互いに譲歩し合いながらしっかり進めてきていってほしいなというふうに思います。

言われたように年明けに動いてくれるということで、非常に期待をしていますし、我々もやっぱりこの問題というのは放っておけないし、年度内の解決を目指して頑張りたいので、委員長をお願いをして委員会もタイムリーかつスピーディーに進めていければなというふうに思います。

ぜひとも、難しいことはそんなに言っていないので、何とかみんなの力でこの問題を解決するという道しるべ、そのための話し合いですから頑張ってください。

質問になっていませんが、そういうふうな見解を持っています。

ありがとうございます。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

よろしいですか。

○永本浩子委員 すみません、ちょっと先ほど聞き忘れたことが1点ありまして、確認なのですが、今回ブリーズベイホテルのほうから野外科学株式会社というところに委託をしたということで、今回メンバーに入ったようなのですが、野外科学株式会社という会社にホテルが委託した意図、これから具体的に会社はどういう動きをされるのか、その辺のところはどうなっているのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 ホテルがですね、野外科学株式会社さんのほうを選定した理由まで伺ってありませんが、すみません、想定で大変恐縮なのですが、北海道のほうからも相当の助言等はあったというふうに想像はしております。野外科学株式会社さんのほうの評価なのですが、今回専門家のほうからも非常に調査方法等にもたけておりますし、調査計画についても非常に妥当であるというふうな形で評価を受けてございます。

○永本浩子委員 そうしますと、道のほうから出ている道総研エネルギー・環境・地質研究所、北海道地質調査業協会、全国さく井協会北海道支部の方たちと、野外科学株式会社の方も一緒になっていると調査を進めていくということになるのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 調査自体は野外科学株式会社がございまして、今回提示されました調査内容、3点ボーリングの位置もそうですけれども、3点ボーリング位置であるとか、それに関わる各種調査等につきましては、全て専門家のほうと北海道と協議をした上で提示されている内容と伺っております。

○永本浩子委員 その専門家の方たちと野外科学株式会社の方が一緒になって、調査研究に加わるということになるのでしょうか。

それとも、全く別行動でホテルから何かの依頼で動くような形になるのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 調査自体は野外科学株式会社が実施いたします。ただその調査、デザイン、手法等については事前に専門家のほうに確認をして、必要に応じて助言を受けていると思います。出てきた結果につきましても、当然、専門家のほうに報告をした中で、その評価をしていただくというふうに聞いております。

○永本浩子委員 ということは、実際にやるのは野外科学株式会社で、専門家の道からの方たちと連携を取り、いろいろと助言を頂きながら進めていくということですね。

了解いたしました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○松浦敏司委員 私のほうからも1点、これまでもお話ししたことあるのですが、今回ホテル側の情報として8,000リットル、そして途中で6,000になって、8,000にまたなって、それは根拠を示して8,000リットルで間違いはないというふうにホテル側が言っているわけですよ。問題はこれに対するホテル側の、8,000リットルもの重油を漏らしてしまったという重大性、それからそれに対する報告を受けている道なり、市なりのスタンス、認識というのものがやっぱり、当初の最初の初動の判断というのは、相当認識が甘かったのではないかなと私は思っています。

それと、ホテル側のこれまでの対応を見ていて、やっぱり、コスト第一主義のホテルなのかなというのは、つくづくこの間の経過を、今日の議論を見てもそんなふうな印象を持っています。だから、結局のところ小出しにやってくると。しかし結果としてはもう数千万単位のお金を使わざるを得ないような状況になっているというふうなことを考えると、やっぱりどこに重油があるのかということをしつかり調査をする、そのために何が必要かという点でやっぱりホテル側の誠意というのではないというふうな印象を私は持っているのですが、市としてはどんなふうな印象を持っているんでしょう。

○渡部貴聴水産漁港課長 まず、今回の8,000リットルの漏えいにつきましては、通常であれば、ほかにもですね、小規模な、8,000リットル程ではない

ですけれども、小規模な重油漏えい事故等が発生することもありますけれども、通常は原因者が可及的速やかに説明に来る、もしくは北海道からの指示に従って対応を行います。一般的にはですね、当然、利害関係者である漁業協同組合に来て、謝罪をして、今後の対応等について説明を行い、それに対していろいろ要望を話すのですけれども、当然それについては真摯に対応していただいている事例でございます。今回につきましても当初事故が発生したときに水産課としては、当然、従前のように対応していただけたと思いましたが、今回、全く違う対応になっており、今のようになっているというふうに私は認識しております。ホテルのその認識としては何とも言えませんが、ただ、今回第2回の説明会についても、冒頭で社長から謝罪はございました。第1回目もございました。ただし、一方で、地元の利害関係者に対して一度しか説明をしておりません。その後、連絡会議終了後に対策会議の説明を受けておりますけれども、その場についてもホテル側は出席しておりません。そのような状況となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

いや、そういうことなのだろうと。そういうことから、やっぱりこれほど急ぐべきことがあるのだということで、急ぐべきものは急いでやる、だから市もしっかり対応してほしいという、その若干のずれがあるので、議会側としてはいら立ちもあるというような状況なのだろうと。いずれにしても、その漁業者のことを考えたり、あるいはさけ・ますふ化場の状況を考えたときに、やっぱり不安材料をどうやって早く解決するかという点では、やはり地下に浸透している重油を、土砂を全量撤去、これが最大の安心材料になるのだろうというふうに思います。そういう点では、それに向けてですね、やはり5月などという、やっぱりその漁業者が納得できないような状況というのはやっぱりよくない。だから、市とすることができることは最大限早く対応していくと、その姿勢を示すというのが非常に大事だと思うので、年明けからの市としての取組、期待したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、今後の進め方等確認、協議していきたいと思います。

条例制定を目指し、環境法に詳しい専門家の知見などを頂きながら、これまで4回ほどオンラインでの勉強会を行ってまいりました。勉強会の講師となったださっているのが、1人目は上智大学法学部大学院の北村義信教授であります。専攻は行政学と環境法学であります。2人目は、弁護士法人イノベティア所属の町野静弁護士であります。主にコーポレート、知的財産法、環境法を取り扱っている弁護士の先生であります。

12月6日に行いましたオンライン勉強会におきまして、大きく3点の方法について意見交換してまいりました。

一つ目は既存の条例を適用することです。

網走市環境基本条例第21条にて、「市長は、事業活動に伴う環境への負担の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負担の低減に関する協定を締結するものとする」とあるので、関連事業者との協定の締結を促していきたいと考えております。

二つ目に、水質汚濁防止法ではなく、廃棄物処理法という手段を北海道へアプローチしていく点であります。

北海道は水質汚濁防止法で解決しようとしているようですが、廃棄物処理法という手段もあることから、この旨を記載した意見書もしくは要望書を議会として、または網走市として提出していきたいと考えております。

三つ目に、新たな条例を制定することです。

これまでこの条例を制定するために、勉強会を実施してきたわけですが、市民の生活環境の保全を目的とし、生活環境に支障を来す原因の除去を求める措置を規定する条例を制定することについて、上記2点、合わせて3点について委員の皆様の見解を伺いたいと思います。

○近藤憲治委員 今、委員長から御説明をいただいた三つの手法については、いずれも迅速にですね、動いていく必要があると考えます。

先ほど来、委員会内の議論の中でもですね、理事者側から取れる方法はすぐにでも取っていくのだという旨の、そしてまた可及的速やかにというニュアンス含めて答弁があったというふうに認識をしておりますので、この網走市環境基本条例に基づく協定、アプローチそれから廃棄物処理法という手段を北海道に提案する、さらに、それでもどうにもなら

ない場合は、市民の生活環境の保全とさらに主要産業の保護を目的とした網走市独自の条例を制定する。その条例のニュアンスとしてはやはり、調査がなかなかうまく進まず、重油の在りか、原因物質が把握し切れない、どこにあるのかわからないというのが全てのハードルになっているわけですから、一定期間漏出の当事者であるホテル側が、調査を行っているにもかかわらずですね、把握がされない、またそこに非常に時間がかかっているときには、市としても、一定の強制力をもって調査に臨めるような項目を入れ込んだ条例が一つの方向性なのかなというふうに考えております。

所在がはっきりすればですね、その先は水質汚濁防止法なりですね、ある程度強制力を持ったそっちに移行できるわけですので、条例の制定についてはそういったトーンでの検討が必要だと思います。

あと、2点目で委員長から御提案のありました、廃棄物処理法という手段をもう一度きちんと検討する必要があるという点で、北海道に対して意見書もしくは要望書という御提案がありましたので、その点についても私は必要だというふうに思います。

文言は先ほど来、発言をさせていただきましたが、これも解釈論で相当細々とやらなければいけないところですので、委員長からも御紹介ありました専門家の先生の知見をお借りしながら、つくり上げていく、出し方についてもですね、出す方向は全くもってそのとおりだと思いますので、出し方についても、議論をして迅速に取り組んでいく必要があると思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではですね、一刻も早い解決に向け、スピード感を持って、この3点についての方法で取り組んでいくということで、議会、行政一体となって、スピード感を持って取り組んでいきたいと思います。

あわせて、今後の委員会ですが、年明け早々に必要であれば臨時会を開いていただくよう申入れをして、早急にスピード感を持って対応していきたいと思いますが、そういった進め方でよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、その他、ほかの委員、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これもちまして、重油漏れ事故対策
検討特別委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後0時05分閉会
